

下呂市若年者地元就職支援金交付事業（新規案）

下呂市では、大学・高校等の新規学卒者や、市外から若年齢のU I ターン者が、市内事業所に就労することを支援するため、新しく就労した若年者に対して事業者が奨励金を支給した場合に、市は事業者はその費用の一部を交付します。

（支給対象者の要件）

- ① 次のア又はイの交付対象者を雇用した事業者が、奨励金を交付すること
 - ア 大学、高校等学校教育法に定める学校を令和2年度以降に卒業し、卒業後1年以内に市内を勤務先とする事業所に初めて就業し、就業時に満25歳未満の方
 - イ 市内を勤務先とする事業所に初めて勤務し、就業時に満30才未満の方（アに該当する方を除く）
- ② ア又はイの若年者が、奨励金を支給した事業所に300日以上継続して勤務すること

（補助限度額）

- ・対象者要件の アに該当する方 10万円（上限）
 - ・対象者要件の イに該当する方 3万円（上限）
- ※事業者が就労した方に支給した奨励金と市の補助限度額で、低い方の額が市からの補助額となります。（同一人への支給は、生涯一度だけです）

（申請期限） 若年者が就職してから180日以内

※この事業の申請者は、若年者を雇用した事業者です。奨励金を対象者に交付した後に、市に交付申請書を提出してください。

※この事業は、令和8年3月末までの時限事業です。

※この制度にかかる予算は令和3年度当初予算で要求しておりますが、議会での承認結果などでは、実施内容が変更となる場合があります。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。（3月下旬公開予定）

問い合わせ先 下呂市役所観光商工部 商工課 ☎24-2222 内線161